

アダム・スミスにおける平等と分配的正義

新村 聡(岡山大学)

1 アダム・スミスは不平等主義者か

アダム・スミスは、不平等主義者(不平等容認論者)か平等主義者かという点について、研究者の解釈は大きく分かれてきた。内田義彦『経済学の生誕』(1953年)や、ホントとイグナチエフの『富と徳』(1983年)が強調したのは、スミスが平等で貧困な未開社会よりも不平等で富裕な文明社会を高く評価したという不平等主義的解釈であり、今日まで内外で大きな影響力を持ってきた。しかし他方で、スミスの不平等主義的解釈を批判し、スミスを福祉国家思想の先駆者として位置づける平等主義的解釈もしだいに有力となってきた。サミュエル・フライシャーは、『分配的正義論小史』(2004年)と『アダム・スミスの国富論』(同)でホント的なスミス解釈を批判して平等主義的スミス解釈を示し、イアン・マクリーンは『急進的平等主義者としてのアダム・スミス』(2006年)でいっそう左派的なスミス解釈を主張した。またアマルティア・センも『開発としての自由』(1999年)や『正義論』(2009年)などでリベラルなスミス解釈を主張している。

これまで不平等主義的解釈と平等主義的解釈とが並存してきたおそらく最大の理由は、スミス自身の叙述の中に不平等主義的見解と平等主義的見解とが混在しており、どちらを重視するかによってスミスを不平等主義者とも平等主義者ともどちらにも解釈できるからである。

新村(2007)は、対立する二潮流を統一的に理解するために、スミスにおける思想的転換を主張した。すなわち、『道徳感情論』『法学講義』『国富論草稿』における前期スミスは不平等主義者であったのに対して、『国富論』における後期スミスは平等主義者へ転換したとする解釈である。この論文が強調したのは、スミスの思想形成史における不平等主義から平等主義への転換が、スミスの文明社会史理解における2段階論から3段階論への転換に対応していることである。前期スミスは、(1)平等で貧困な未開社会から、(2)不平等で富裕な文明社会へ、という2段階論を基礎認識とした。これに対して、後期スミスは文明社会をさらに2期に分け、(1)平等で貧困な未開社会、

(2)不平等で富裕な初期文明社会、(3)平等で富裕な発展的文明社会、という 3 段階論を考えるようになる。その結果、前期スミスは(1)に対する(2)の優位性を主張するので不平等主義者となり、後期スミスは(2)に対する(3)の優位性を主張するので平等主義者となったのである。

このようなスミスの平等主義への思想的転換は、ルソーの不平等批判に対するスミスの対応にも転換があったことを意味する。ルソーは、文明社会における土地所有者と非土地所有者との不平等を強く批判した。これに対して、前期スミスは、未開社会と文明社会を比較して後者における不平等を容認することによって、ルソーの不平等批判をしりぞけた。しかし後期スミスは平等主義的立場へ転換し、ルソーの不平等批判を事実上受け入れたとみなしうる。また、ヒューム『政治経済論集』の不平等批判に対するスミスの対応にも同様の転換があったと考えられる。

2 分配的正義とは何か——労働原理と必要原理

ホントとフライシャッカーは、スミスの分配的正義論の解釈が大きく異なる。ホントは、スミスが分配的正義を消極的なものとみなしたと解釈するのに対して、フライシャッカーは、スミスにおける分配的正義の重要性を主張している。分配的正義の問題を考える上でとくに注意を要するのは、分配的正義とは何を意味するかである。というのは、論者によって分配的正義の理解が異なり、それが解釈のすれ違いをもたらしていることも少なくないからである。

スミスは、『道徳感情論』(第 6 版)第 7 篇で、分配的正義を「慈善 charity と寛大 generosity」として理解した上で国家による強制を否定する一方で、『国富論』では地代や奢侈品への課税を主張することによって事実上の所得再分配政策を主張している。スミスは、私的慈善としての分配的正義が国家に強制されることを否定するとともに、所得再分配としての分配的正義が国家に強制されることは否定しなかったのである。

スミスの分配的正義について、ホントとフライシャッカーは大きく対立しているが、両者に共通する問題点も存在する。それは両者がいずれも分配的正義として必要に応じた分配だけを考慮していることである。

分配的正義は本来的には分配における正しさを意味し、分配に関する規範的判断

はすべて最広義の分配的正義に含まれる。古代のアリストテレスは、分配的正義とは比例的平等であり、何かの価値に比例する分配であって、分配的正義をめぐる対立は価値とは何かという観点の差異に帰着すると主張した。近代の分配的正義も同様に比例的平等であり、分配の基準となる価値としては、功績(とりわけ労働)と必要とがもっとも主要なものである。したがって近代の分配的正義では、労働原理 the work principle (労働に応じた分配)と必要原理 the needs principle(必要に応じた分配)とが二大原理となる。労働原理は、ジョン・ロックの労働所有論に始まり、スミス・リカード・マルクスらの労働価値論、リカード派社会主義者らの労働全収権、さらにロバート・ノジックのリバタリアニズムにまで及んでいる。他方、必要原理は福祉国家における社会保障給付の分配原理として活発に議論されてきた。

スミスの分配的正義(広義)をめぐる研究では、かつては労働価値論と剰余価値論が重視され、スミスからリカードやマルクスへの継承関係が重要な研究テーマとなった。しかし近年は、スミスの分配的正義に関する研究では、必要原理だけが注目されている。これは、スミス自身が分配的正義を「慈善と寛容」と述べていることや、現代の分配的正義をめぐる議論では必要に応じて分配される社会保障給付や公教育が焦点となっているからであろう。

しかし 17-19 世紀では分配的正義の中心問題は労働に応じた分配であった。本報告では、スミスにおける分配的正義の労働原理に注目して、かれの平等論との関係について考察する。以下では、まずロック、ルソー、ヒュームの平等論を概観したあと、前期スミスの平等論を『道徳感情論』『法学講義』『国富論草稿』を中心に検討し、最後に後期スミスの平等論を『国富論』を中心に考察する。

3 ロック、ヒューム、ルソーの平等論

ジョン・ロックは、労働が生産物とその私的所有権を生み出すと主張し、「異なる程度の勤労は、人々に異なる比率の所有 Possession を与えがちであった」と述べて、勤労に比例する所有の不平等を肯定した。これは、所得が労働に比例して分配されるべきであると考えた分配的正義の労働原理の端緒的な主張であった。この見解は、以下で見るように、ヒューム、ルソー、スミスに継承される。

ヒュームは、『道徳原理の研究』で水平派の平等主義を批判し、「財産をどれほど

平等にしようとも、人々の技術、配慮、そして勤労の程度の相違は、たちまちその平等を打ち砕くであろう」(EPM,193-4,訳,32-33)と述べて、労働に比例する分配を主張した。しかしヒュームは、翌年に刊行された『政治経済論集』では「極端な不平等」を批判して平等主義を主張している。「市民の間の分配の不平等があまりに大きすぎることは、つねに国家を弱めるものである。できることなら、各人は、すべての生活必需品と多くの生活便益品とを十分に持つことによって、自分の労働の成果を享受すべきである。だれも疑いえないことだが、このような平等は人間性にもっともふさわしいだけでなく、平等が貧者の幸福を増大させる程度は富者の幸福を減少させる程度よりも大きい。」(PD,265,訳,15)

『研究』の不平等主義と『論集』の平等主義とは一見したところ矛盾するように見えるが、いずれも労働原理つまり労働に比例する分配の原理にもとづいている。『研究』では勤勉な労働者と勤勉ではない労働者とが比較され、各人の勤労の違いに応じて成果の分配も不平等であるべきだと主張される。他方で、『論集』では、労働者と非労働者の不平等が批判され、労働者が自分の労働の成果を享受すべきであると主張されている。ヒュームは、勤労に比例する成果の分配(労働原理)という同一の観点から、『研究』では勤労の個人差を無視する「完全な平等」を批判し、『論集』では労働者にわずかしか分配しない「極端な不平等」を批判したのである。

ヒュームは、『論集』で「各人は、すべての生活必需品と多くの生活便益品とを十分に持つことによって、自分の労働の成果を享受すべきである」と述べている。これは、高賃金つまり労働分配率の引き上げによって、豊かな消費が可能になることを意味する。つまりヒュームは、分配的正義における労働原理(労働に応じた分配)の実現を通じて必要原理(必要に応じた分配)も実現すると考えていたのである。

(ルソーについては省略)

4 前期スミスの平等論——『道徳感情論』『法学講義』『国富論草稿』

『論集』のヒュームは、異なる階級間の所得の不平等に批判的であったのに対して、前期のスミスはそれを肯定する。かれは『国富論草稿』で次のように述べている。

「巨大な社会の労働の生産物には、公正(fair)かつ平等(equal)な分配のようなものはまったく存在していない。10万家族の社会には、まったく労働しない100家族がおそら

く存在しており、かれらは暴力により、あるいはそれよりも秩序ある法の抑圧により、その社会にいる他のどんな1万家族が使用するよりも多くの部分の社会の労働を使用する。この莫大な使い込みのあとに残されたものの分配も、決して各個人の労働に比例しない。反対に、もっとも多く労働するものがもっとも少なく得る。」(ED,563-4)

ここで注目すべき点は、スミスが文明社会の不平等として重視するものがたんに所得の不平等だけではなく、「もっとも多く労働するものがもっとも少なく得る」という所得と労働の不比例つまり労働原理の否定だという点である。

しかしスミスは、上の引用文に続けて、文明社会の最下層の労働者は未開社会の国王よりも豊かであることを指摘して、文明社会の不平等を擁護している。分配的正義に即していえば、『論集』のヒュームは、高賃金つまり労働分配率が高ければ生活必需品と便益品を潤沢に消費することができると主張して、労働原理と必要原理とを結びつけて議論した。他方で、スミスは、所得と労働が反比例する文明社会において、最下層の労働者を含むすべての人々が生活必需品と便益品を十分に消費できると主張している。これは、必要の充足が労働分配率の引き上げよりも重視されるべきこと、すなわち必要原理が労働原理に優先することを意味している。

5 後期スミスの平等論——『国富論』

スミスは、『国富論』で、未開社会と文明社会を比較するだけでなく、文明社会において資本蓄積がもたらす帰結についても考察している。スミスは、未開社会から文明社会への発展では、所得の不平等が拡大するのに対して、文明社会のさらなる発展にともなって平等化が進むと考えていた。またスミスは、資本蓄積の結果、労働者・資本家・地主の3階級の内部構成が変化すると予想した。それを以下で考察する。

スミスによれば、資本蓄積とともに労働者の賃金が上昇し、所得の平等化が進む。また、資本によって雇用される勤勉な生産的労働者が増加して、地代などの収入によって雇用される怠惰な不生産的労働者(召使いなど)が減少する。

他方、資本所有者について見ると、資本蓄積とともに資本額は大きくなるが、利潤率・利率はそれ以上の割合で低下するので、利子生活者が受け取る利子額は減少する。スミスは、利率の低下にともない、労働しない利子生活者が減少し、自ら資本を用いる勤勉な事業家が増加することを次のように述べている。

「富の全量を獲得してしまい、事業のあらゆる個々の部門にそこに投下しうる最大量の資財がある国では、通常の純利潤率は非常に低いであろうし、そこから支払われうる普通の市場利子率も非常に低くて、まさにもっとも富裕な人々以外のだれにとっても、貨幣の利子で暮らしを立てることは不可能となるであろう。小財産や中財産を持つすべての人々は、自分の資財の使用を自分自身で管理せざるをえなくなるであろう。ほとんどすべての人が事業家 a man of business になるか、またはある種の事業に従事することが必要になるであろう。ホラント州はこの状態に近づきつつあるように思われる。」(WN, I, 113, 訳 I, 161-2)

スミスは、地主についても、長子相続法と限嗣相続法が廃止されるならば、相続とともに所有地の細分化がすすみ、地主各人が受け取る地代所得は減少し、怠惰な大地主が勤勉な小地主に代わっていくと考えた。

こうして、資本蓄積がすすめば、労働者・資本家・地主のすべての階級において、勤勉な人々が増加し、怠惰な人々が減少していく。その結果として実現する将来社会は、労働者・資本家・地主の3階級の人々がすべて勤勉に労働し、その勤勉さに比例する所得を得るような社会であった。それは労働に比例する所得という労働原理が高次の再生を果たすことであった。

分配的正義の2原理についていえば、未開社会は労働できるすべての人々が働く点で労働原理は存在しても、最低限の必要を充足できないという点で必要原理は十分に実現しない社会であった。また初期文明社会は、普遍的富裕が実現して最下層の労働者を含むすべての人々が最低の必要を充足できる点で必要原理を実現しても、労働と所得が反比例する点で労働原理に反する社会であった。しかし発展的な文明社会は、すべての人々が勤勉に働いて勤労に応じた所得を得つつ、だれもが等しく必要を充足できる社会、すなわち労働原理と必要原理がともに実現する社会なのである。

参考文献(他の文献のリストは当日配布の予定)

新村聡「経済発展と不平等—ヒュームとスミス」、平井俊顕編著『市場社会とは何か』第2章、上智大学出版、2007年5月、pp.25-44.